

知ってほしい ~埼玉県では11月を「ケアラー月間」と決めました~

ヤングケアラー のこと

ヤングケアラーとは…

本来、大人がすると想定されているような家事や家族の世話などのケアを日常的に行っている18歳未満の若者のことです。ヤングケアラーは、家族のためにさまざまなケアを担っています。

例えば

病気や障害のある家族に代わり、家事をしている



例えば

目が離せない家族の見守りや声かけなどの気遣いをしている



例えば

日本語が話せない家族や障害のある家族のために通訳をしている



どんな影響があるの？

家族の手助けをすることは素晴らしいことですが、その負担が大きい場合には、右記のような影響が出てくる可能性があります。

- 学業への影響** 遅刻・早退・欠席が増える。勉強の時間が取れなくなる など
- 友人関係への影響** 友達とコミュニケーションを取る時間が少なくなる など
- 就職への影響** 自分にできると思う仕事の範囲を狭めて考えてしまう など

本市の取り組み

- 相談専用ダイヤル** 家族のケアで悩んでいる子どもや、ヤングケアラーかもしれない子に関する相談を受け付けています。 ☎048-259-9041
- 家事等支援事業** ヤングケアラーに代わり家事などを行う訪問員を派遣します。
- 支援金の支給** 小・中学生に月額5,000円、高校生に月額15,000円を応援金として支給します。

詳細は市ホームページをご確認ください▼



「困っていることがある」「誰かに話したい」「あの子の様子が気になる…」と思ったら、一人で抱え込まず、まずはご相談ください。お問い合わせ…子育て相談課 ☎048-259-9005 FAX048-252-7776

11月はいじめ撲滅強調月間

~川口市は、いじめのないまちづくりを目指します~

いじめは人権を侵害する行為です

いじめは、受けた子どもの心に、大人になっても消えない傷を残します。子どもたちが毎日楽しく、将来に明るい希望を持って生活していくためには、子どもに関わる全ての人と関係機関などが、「いじめを絶対許さない」という意識を持ち、社会全体で向き合う姿勢が必要です。

川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例

(平成29年4月1日施行)

市や学校、子ども関連団体など、全ての大人が「いじめは、どの子どもにも、どんなところでも起こる問題である」との共通認識を持ち、地域社会をあげていじめの防止に取り組むことができるよう、それぞれの責務や役割を定めています。

問い合わせ…青少年対策室 ☎048-258-1115 FAX048-252-7776

川口市いじめから子どもを守る委員会

教育・心理・法律の3人の専門委員が面接により丁寧にお話を伺います。悩みを抱えている本人を中心に、取り巻く環境の整理をし、その子どもの持つ回復力を引き出すためにはどうすればよいかという視点に立て、相談・支援を行います。

予約・相談はこちらから

- ☎048-258-4093
- 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
- ✉mamoru@city.kawaguchi.saitama.jp
- ※受信日から2日以内に返信(閉庁日を除く)
- 11月の面接相談日：11月2日(休)、9日(休)、16日(休)

入カフォームからも予約ができます▼



その他の相談窓口

~いじめで悩む市立小・中・高等学校の児童・生徒、保護者の相談~

- いじめ相談テレフォン ☎048-264-1510 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～18:00
- いじめ相談メール ✉ijimesoudan@city.kawaguchi.saitama.jp ※氏名、住所、児童・生徒の在籍校名、学年を記入してください。



11月は オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

あなたしか気づいてないかも そのサイン

あなたの電話で守れる命があります

児童虐待かも…と思ったら、すぐにお電話ください。**児童相談所虐待対応ダイヤル** いちはやく **189** 通話料無料 24時間365日対応

「しつけ」と「体罰」は違います

しつけとは「子どもの人格や才能などを伸ばし、子どもをサポートして社会性を育む行為」です。体罰とは「子どもの身体に何らかの苦痛を与え、または不快感を意図的にもたらす行為」です。「悪いことをしたので、外に出した」「いたずらをしたので、長時間正座をさせた」など、しつけと違ってやったことが体罰に当たるものもあります。



体罰などによらない子育てのための工夫のポイントは、こちらをご確認ください▶



つらいときは一人で悩まないで相談を

子どもの成長は喜ばしいですが、子育てに悩みは尽きません。つい大きな声で怒りたくなる、ときには叩きたくてしまうこともあると思います。そんなときは、一人で悩まず、どんな小さなことでも、つらいときはまず相談してください。

みんなで育児を支える社会に

子育て中の保護者が孤立しないようサポートしていくことが大切です。保護者だけで抱え込まないように、声掛けや支援をお願いします。

〈相談窓口〉

- 子育て相談課・家庭児童相談室 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 ☎048-259-9005
- 埼玉県南児童相談所 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～18:15 ☎048-262-4152
- 児童相談所相談専用ダイヤル 24時間365日対応 ☎0120-189-783(通話料無料)
- 地域保健センター 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 ☎048-256-1120